

フィリピンにおいて日本人とフィリピン人が結婚するための手続き

注：フィリピンにおける手続きの詳細については、直接当該の市町村役場に確認して下さい
在フィリピン日本国大使館

手続きの流れ

- ステップ1：婚姻要件具備証明書の入手（在フィリピン日本国大使館(マニラ、セブ、ダバオ)）
↓
ステップ2：婚姻許可証の入手（フィリピン人婚約者の住所地の市区町村役場）
↓
ステップ3：挙式、婚姻証明書の入手（挙式挙行地の市町村役場または国家統計局）
↓
ステップ4：婚姻届の提出（日本の本籍地市区町村役場または在フィリピン日本国大使館）

ステップ1：婚姻要件具備証明書（いわゆる独身証明）の入手方法

申請に必要な提出書類

日本の方の書類	フィリピンの方の書類
戸籍謄本(抄本)1通（発行後3ヶ月以内のもの）	出生証明書 1通 （Birth Certificate/バース サティフィケート: NSOまたは市役所発行のもの）
(注)改製原戸籍又は除籍謄本 1通（発行後6ヶ月以内のもの）	出生証明書の記載が不鮮明な場合は有効な旅券、ID又は洗礼証明書などもご用意下さい。
有効な日本旅券 オリジナル（コピー不可）	
未成年者の場合:両親等法定代理人による婚姻同意書	

(注) 必ずお読み下さい(特に再婚となる方):

婚姻歴のある方は、婚姻要件具備証明書にその事実も記載し、「離婚証明書」を作成しますので、戸籍謄(抄)本に婚姻及び婚姻解消(離婚等)の事実が記載されていることを確認下さい。記載されていない場合には、その事実の記載があるまで遡って改製原戸籍または除籍謄本もご用意下さい。

初婚の方につきましても分籍などにより、申請者本人が戸籍の筆頭者になっている場合には、過去の婚姻歴が無いことを確認しますので、戸籍が編成された理由(分籍等)の事実が記載されていることを確認して下さい。記載されていない場合には、その事実が確認出来るまで遡って改製原戸籍又は除籍謄本もご用意下さい。

上記の確認ができない場合には、婚姻要件具備証明書を発給できませんのでご注意下さい。

申請は婚姻される日本人当事者が出頭して、当館備え付けの申請書に必要事項を記入の上、上記書類と共に提出して行きます。証明書は申請の翌開館日に交付されます。ご本人以外は受け取れません。ビザ申請や婚姻届提出の際、婚姻要件具備証明書のコピーが必要となりますのでコピーを多めに保管しておいて下さい。

申請の際提出された書類は返却できませんのでご了承下さい。

ステップ 2： 婚姻許可証（マリッジ ライセンス）の入手

当館より入手した婚姻要件具備証明書をもって、婚約者がお住まいの地域の市区町村役場に婚姻許可証（Marriage License）を申請して下さい。申請の際の手続きについては申請するフィリピン市区町村役場にお問い合わせ下さい。

婚姻許可証は、婚姻許可証申請者の名前等を10日間継続して地方民事登録官事務所に公示された後、問題がなければ発行されます。婚姻許可証は、発行後120日間フィリピン国内のどこの地域においても有効です。

ステップ 3： 挙式、婚姻証明書の入手

フィリピンでは、婚姻を挙行できる権限のある者（婚姻挙行担当官：牧師、裁判官など）が法律で定められており、この婚姻挙行担当官と成人2名以上の証人の前で婚姻の宣誓を行い、婚姻当事者と証人が婚姻証明書に署名し、これを婚姻挙行担当官が認証することにより婚姻が成立します。

婚姻後15日以内に婚姻証明書が婚姻挙行担当官より挙行地のフィリピン市町村役場に送付され、地方民事登記官により登録が行われます。登録が完了すると、市区町村役場にて婚姻証明書の謄本（Certified True Copy of Marriage Certificate）を入手することができます。この婚姻証明書の謄本は、日本の婚姻届提出の際に必要となります。

ステップ 4： 婚姻届の提出

婚姻成立後、3ヶ月以内に日本の市区町村役場または日本国大使館/総領事館に婚姻の届出をしてください。日本で届け出る場合は、届出をする市区町村役場に提出書類を確認してください。

<日本に帰国しないため、在フィリピン日本国大使館（セブ、ダバオを含む）に届け出る場合>

届け出は婚姻成立後3ヶ月以内に当館備え付けの届出書(2通)に必要事項を記入して、下記書類と共に提出して行います。婚姻の事実が日本の戸籍に記載されるまでに2ヶ月程度かかります。

届出に必要な書類等 （下記2,3の日本語訳文は2通の内1通はコピーで可）

- | | |
|-----------------------------|-----|
| 1. 戸籍謄本（抄本） | 2通 |
| 2. 婚姻したフィリピンの方の出生証明書及び日本語訳文 | 各2通 |
| 3. 婚姻証明書及び日本語訳文 | 各2通 |
| 4. 婚姻要件具備証明書写し | 1通 |
| 5. 婚姻許可証及び婚姻許可証申請書の写し | 各1通 |
| 6. 旅券（本人確認のため） | |

ご結婚された日本人とフィリピン人のお子さんが、フィリピンで誕生された場合は、日本の国籍を留保する意思を表示して、出生の日を含めて3ヶ月以内に出生届を届け出なければ、出生の時に遡って日本の国籍を喪失しますので、ご注意ください。

※ご結婚後、配偶者を日本に呼び寄せるためには、日本国査証（ビザ）の取得が必要です。「日本人の配偶者」として日本での生活を予定される場合は、査証取得のために「在留資格認定証明書」が必要となります。「在留資格認定証明書」の入手については、日本の各地方入国管理局にお問い合わせください。